

別添 1

国自情第 8 2 号
平成 3 0 年 7 月 1 8 日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車情報課長

運輸支局等における自動車登録申請の際の書類の有効期間の取扱いについて

標記について、今般の平成 30 年 7 月豪雨による災害状況にかんがみ、「自動車の保管場所の確保等に関する法律の改正に伴う事務の取扱いについて」（平成 3 年 6 月 25 日付け地管第 54 号）及び「自動車登録業務等実施要領の制定について」（平成 18 年 1 月 30 日付け国自管第 166 号、国自技第 232 号）にかかわらず、特例として下記の取扱いとするので周知願いたい。

記

1 対象者

特定被災地域内（※）に住所を有する自動車の使用者及び特定被災地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の使用者

※平成 30 年 7 月豪雨に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域。

2 申請時の各書面の有効期間の取扱い

（1）自動車保管場所証明書の有効期間について

平成 30 年 6 月 28 日から平成 30 年 11 月 29 日までの間に、証明の日から概ね 1 ヶ月の期間が満了するものは、平成 30 年 11 月 30 日をもって満了するものとする。

（2）自動車の使用者の住所を証する書面の有効期間について

平成 30 年 6 月 28 日から平成 30 年 11 月 29 日までの間に、発行後 3 ヶ月の期間が満了するものは、平成 30 年 11 月 30 日をもって満了するものとする。